

設計業務等標準仕様書（令和2年7月） 主な改定内容

現行条文（令和元年10月）		新条文（令和2年7月）		備考
編章条 （項目見出し）	現行条文	編章条 （項目見出し）	新条文	
第1編 共通編 第1章 総則		第1編 共通編 第1章 総則		北九州市設計業務等共通仕様書(令和2年7月)との整合を図るため、第1編 共通編 を改定を行った。
第1102条 用語の定義	4.「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約約款第34条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	第1102条 用語の定義	4.「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約約款第35条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	
第1119条 検査	1.受注者は、契約約款第34条第1項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。	第1119条 検査	1.受注者は、契約約款第35条第1項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。	
第1120条 修補	4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約約款第34条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	第1120条 修補	4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約約款第35条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	
第1122条 契約変更	1.発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (4) 契約約款第33条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	第1122条 契約変更	1.発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (4) 契約約款第34条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合	
第1123条 履行期間の変更	3.受注者は、契約約款第25条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他 必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約約款第26条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	第1123条 履行期間の変更	3.受注者は、契約約款第26条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他 必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約約款第27条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	
第1125条 発注者の賠償責任	発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約約款第30条に規定する一般的損害、契約約款第31条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	第1125条 発注者の賠償責任	発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約約款第31条に規定する一般的損害、契約約款第32条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	
第1126条 受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約約款第30条に規定する一般的損害、契約約款第31条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約約款第41条に規定する瑕疵責任に係る損害	第1126条 受注者の賠償責任等	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 (1) 契約約款第31条に規定する一般的損害、契約約款第32条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約約款第42条に規定する契約不適合責任として請求された場合	
第1127条 部分使用	1.発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第36条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	第1127条 部分使用	1.発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第37条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	
第1132条 安全等の確保	5.受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。	第1132条 安全等の確保	5.受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。	